

出産一時金について

Q

出産育児一時金直接支払制度を利用して妻が出産した。産院から貰った明細を見たら 42 万円未満だった。



社労士

出産費用が 42 万円未満の場合は、出産育児一時金差額請求により差額の請求ができる。その際に添付書類としては「出産育児一時金支払制度利用確認書」「明細書及び領収書」等をコピーしたものを申請書と一緒に提出が必要。

※相談時は 42 万円 R5.4.1 ~ 50 万円となっている。